

## 4. 整備関係

### (1) 検査業務の取り組み

#### ①検査業務の概況

自動車の審査を行う検査場は、新潟支局が4コース、長岡事務所が3コース（二輪車専用コース含む）で実施しており、出張検査については新潟支局が村上市及び佐渡市への2地区、また、長岡事務所が上越市の1地区において実施しています。

県内における検査業務量については、平成26年度の新規検査件数（型式指定車を含む。）がおよそ8,100件減少し72,175件で、対前年比89.8%となっていますが、継続検査件数については、およそ4,400件減少し458,984件で、対前年比99.0%となっています。

平成26年度のユーザー車検の受検件数は、17,939件で全検査件数（新規検査の型式指定車を除く）の3.7%を占めています。

ユーザー車検の予約については、インターネット又は直接窓口において行っております。

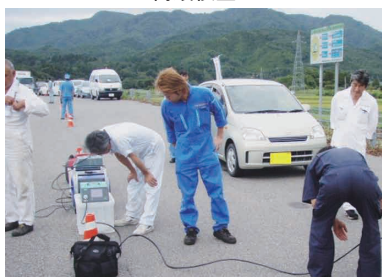
インターネット予約 パソコン URL：<https://www.yoyaku.navi.go.jp/pc/reservationTOP.do>

携帯電話 URL：<http://mobile.yoyaku.navi.go.jp/>

#### ②検査業務に関する施策

##### (i) 街頭検査の実施

街頭検査



整備不良車両や不正改造車両を排除するため、関係機関や関係団体と連携・協力し、街頭検査を実施しています。

平成26年度は、街頭検査を38回実施し、4,433台の自動車について検査を行い、整備命令書を52件交付しました。

##### (ii) 燃料（軽油）の検査

硫黄濃度分が高いいわゆる「不正軽油」の使用を撲滅するため平成17年度から、簡易型の硫黄濃度測定器を導入し、走行中の自動車が実際に使っている燃料（軽油）を抜き取り、硫黄濃度検査を実施しています。

この硫黄濃度検査を、平成26年度は県内2か所において実施し、43台について測定しました。



### (iii) 職権打刻

腐食し識別困難となった車台番号



職権打刻プレートによる表示方法



車台番号や原動機型式の刻印が腐食等により識別が困難になった場合や事故等によりフレーム等の交換が必要となった場合については、塗まつ許可等により職権による打刻を実施しています。

特に、冬期の道路に散布された融雪剤により、車台番号や原動機型式の打刻部分が腐食することが多く、これらの識別が困難になる自動車が増加しております。このため平成24年度は350件、平成25年度は372件、平成26年度は416件の職権打刻を実施しています。

なお、増加した打刻件数に対応するために平成21年7月からは、主に職権打刻プレートを貼付する方法で職権打刻を実施しています。

### (iv) 保安基準緩和

分割して運搬することができない長大物品を輸送する基準外の大型トレーラや効率的な除雪の為に幅の広いスノープラウを使用する自動車など使用の様相が特殊な自動車を使用するための申請の受付及びヒアリングを実施して、道路運送車両の保安基準の緩和認定に必要な審査を行っています。平成26年度は、149件が運輸局長により緩和認定されました。

除雪をするため認定を受けた  
基準緩和車両



## (2) 自動車整備事業の取り組み

### ①自動車整備事業の概況

自動車の分解整備事業者は、自動車の分解整備を行ったときは分解整備に係る部分が、保安基準に適合するようにしなければならない重大な責務を負っています。このため、自動車の分解整備を行う場合、地方運輸局長の認証等を取得しなければならないという制度が設けられています。



### (i) 認証工場（自動車分解整備事業）

自動車の分解整備を事業として行うため、国の定める基準に適合した設備及び従業員を有する整備工場を「認証工場」と言い、事業場には黄色の看板を掲げています。

新潟県内の認証工場数は、平成27年3月末現在で2,098工場となっています。



(ii) 認定工場（優良自動車整備事業）

整備技術の向上及び整備施設の充実を図るため、自動車又はその部分の整備又は改造を業とする者について、一定の要件を満たした優良な整備工場を「認定工場」と言い、事業場には白色の看板を掲げています。

新潟県内の認定工場数は、平成27年3月末現在で自動車整備31工場、車体整備31工場、電装整備8工場、そして、タイヤ整備2工場となっています。



(iii) 指定工場（指定自動車整備事業）

認証工場のうち、設備、技術及び管理組織について一定の要件を満たした優良な事業者であって、検査設備を有し、かつ自動車検査員を選任している整備工場を「指定工場」と言い、事業場には認証看板と合わせて青色の看板を掲げています。

指定工場は、「民間車検場」とも言われており、点検・整備及び検査が行われ、保安基準適合証が交付された場合は、国に現車の提示を行わなくとも自動車検査証の有効期間の更新を受けることができることとなっています。

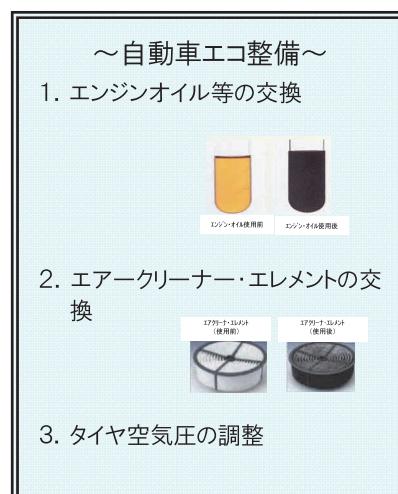
新潟県内の指定工場数は、平成27年3月末現在、602工場で全認証工場に占める割合は28.7%となっています。



②点検整備等の推進に関する施策

(i) 自動車点検整備推進運動等

自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故（不正改造を含む）防止や環境保全（不正軽油使用防止・ディーゼル黒煙等排気ガス対策等）を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていることから、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうため強化月間中に周知活動を始め、自動車の無料点検コーナー等を設置した「自動車ふれあい相談所」の開設や深夜街頭検査を実施する等、自動車の点検整備を推進するため取り組みを実施しています。





「自動車ふれあい相談所」の実施風景



各種運動の周知活動



深夜街頭検査による不正改造車の排除



## (ii) 自動車整備士の技能検定について

地方運輸局長の認証が必要とされる自動車分解整備事業場にあつては、一定数以上の自動車整備士が従事していることが必要とされ、自動車整備要員の社会的地位と技能の向上を図るため、自動車整備士技能検定を行い、社会に自動車整備士を送り出しています。

自動車整備士の種類は1級小型自動車整備士など14種類あり、資格を取得するには、それぞれの学科試験と実技試験に合格、若しくは国土交通大臣が指定した養成施設を修了又は登録試験機関が実施する登録試験に合格して試験免除を受け取得する方法があります。

平成26年度の新潟県内における自動車整備士合格者数は581名でした。

## (3) 保安業務の取り組み

### ①重大事故の発生状況

平成26年の新潟県内における事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数95件（前年比－8件）、死者数20名（前年比＋1名）、負傷者数66名（前年比－31名）となっており、発生件数、負傷者数は、減少しましたが死者数は1名増加しました。

また、事故種類別発生状況では、衝突事故が18件（全体の18%）、死傷事故が19件（全体の20%）で合わせて死者17名（全体の85%）と大部分を占めています。他には車両故障が31件、転覆転落事故が8件、車内事故が3件、火災事故が6件、健康起因による事故が4件、交通障害が4件、更に飲酒等によるものが1件発生しています。



車輛火災事故

### ②事故防止に関する施策



自動車事故防止対策会議

自動車運送事業においては、新規事業参入規制の撤廃等の規制緩和に伴い、社会的規制の強化等事後チェック体制が強化されてきました。このような中、飲酒運転による事故や有責の重大事故を起こした自動車運送事業者に対しては監査を実施し、運転者に対する過労防止措置違反等の安全性の確保に係わる法令違反が確認された場合には、車両の使用停止等の厳正な行政処分を行い、事故の再発防

止に努めているところです。

また、事業用自動車の事故発生状況が、自家用自動車のものと比べ、事故件数、死者数ともに減少の歩みが遅いという状況を鑑みて、国土交通省及び関係業界は、平成21年3月に「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定し、平成21年以降の10年間を「事故削減のための集中期間」と位置付け、目標達成に向けた諸施策を推進しているところです。この施策の一環として新潟県では、輸送の安全確保を図るための運行管理機能の充実と、事故の根絶を図



るため、「事業用自動車事故防止対策会議」を開催し、各関係業界における事故防止対策の前年度の総括と新年度計画を確認し、目標達成に向けた取り組みを行っています。

### ③貸切バス運行による「高速ツアーバス」対策について



安全運行一斉点検

平成24年4月29日、関越道上り線藤岡ジャンクション付近で発生した高速ツアーバス衝突事故（死者7名、重軽傷38名）を受け、国土交通省では、平成25年3月に「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定し、その取り組みの中で、高速乗合バス又は貸切バスにおける「交替運転者の配置基準」を定め、更に貸切バスでの運行であった高速ツアーバスを廃止し、新高速乗合バスに移行させ、同年8月1日から運行開始と

なっています。また、GW前の多客期等に安全運行一斉点検として、夜間運行する高速乗合バス等を対象に点検を実施するなど、前年に引き続き、中央及び地方が一丸となり輸送の安全確保に全力を挙げています。

### ④運行管理者及び整備管理者について

一定台数以上の事業用自動車を保有する営業所には、その営業所ごとに運行管理者の選任が義務づけられており、乗務員に対する指導監督や点呼の実施等、事故防止に係る業務を担わせています。この制度の中で、選任されている運行管理者には、定期的な講習（「運行管理者一般講習」又は「運行管理者基礎講習」）の受講が、また、第1当事者となる死傷事故を惹起した営業所又は、監査結果により行政処分を受けた営業所の運行管理者に対しては運行管理者特別講習の受講が法令で義務づけられています。講習の実施については、行政刷新会議の事業仕分けにおいて民間活用が閣議決定された事を受け、認定制度による、国土交通省が認定する講習を受講することとなり、当支局職員も講習講師として指導にあたっています。

また、大型バスや一定台数以上の事業用自動車の使用の本拠の位置ごとには、専門知識を有した整備管理者の選任が義務づけられており、使用者に代わっての自動車の点検・整備等に関する業務の実施や車庫の管理といった業務を担わせています。また、整備管理者も運行管理者と同様に基礎的知識の習得や改正法令の了知とコンプライアンス等を目的とした研修が法令で義務づけられているため、新たに選任されようとする者に対しては「整備管理者選任前研修」を、既に選任されている者に対しては「整備管理者選任後研修」を実施し、整備管理の確実な実施とスキルアップ、コンプライアンスの徹底に努めて研修を開催しています。



整備管理者選任後研修

#### (4) 指定自動車整備事業制度の活用範囲の拡大

平成27年度中に貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、その構造に関する事項に変更が生ずることが少ない自動車（1BOXバン型、ライトバン型等）について、中古で購入した自動車の新規検査を民間の整備工場でも審査を可能とし、ユーザーの利便性の向上が図られるようになります。